

社会資本整備審議会道路分科会 中部地方小委員会運営規則 (改正案)

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、中部地方整備局(以下「整備局」という。)からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方小委員会のいずれかの委員長が行い、また一方の委員長は副委員長を行う。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

(審議過程の透明性の確保)

第6条 小委員会における審議過程の透明性を確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については公表しないものとする。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月7日から施行する。

改正 平成24年〇月〇日

社会資本整備審議会道路分科会 中部地方小委員会委員名簿

うちだ としひろ 内田 俊宏	三菱UFJリサーチ&コンサルティング エコノミスト
おおくぼ 大久保 あかね	富士常葉大学・大学院総合経営学部 教授
◎ おおの えいじ ◎ 大野 栄治	名城大学都市情報学部 教授
おがわ ひかる 小川 光	名古屋大学大学院経済学研究科 教授
すがわら あきふみ 菅原 章文	(社)中部経済連合会 常務理事
なかむら ひでき 中村 英樹	名古屋大学大学院工学研究科 教授
ひでしま えいぞう 秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
ほんぶ けんいち 本部 賢一	四日市大学環境情報学部 准教授

※敬称略、五十音順 ◎は委員長

社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会運営規則 (改正案)

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する近畿地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1) 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、近畿地方整備局からの報告を受けること。
- 2) 近畿地方整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方小委員会のいずれかの委員長が行い、また一方の委員長は副委員長を行う。
- 4 委員長がやむを得ずその職責を遂行できない場合は、副委員長が代行する。

(審議過程の透明性の確保)

第6条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、近畿地方整備局道路部において処理する。

附 則

この規則は、平成22年12月6日から施行する。

改正 平成24年〇月〇日

社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会委員名簿

うらお 浦尾 たか子	京南倉庫株式会社 常務取締役
かわもと 川本 よしみ 義海	福井大学大学院工学研究科 准教授
たまおか 玉岡 かおる	作家
なかせ 中瀬 いさお 勲	兵庫県立人と自然の博物館 副館長 兵庫県立大学 教授
ふじい 藤井 さとし 聡	京都大学大学院工学研究科 教授
むねた 宗田 よしふみ 好史	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
◎ やました 山下 あつし 淳	関西学院大学法学部 教授

※敬称略、五十音順 ◎は委員長

社会資本整備審議会道路分科会 中部・近畿地方合同小委員会
近畿自動車道紀勢線
「新宮～大泊」WG 運営規則（案）

（主旨）

第1条 本規則は、「中部地方小委員会運営規則」（平成24年6月11日中部地方小委員会決定）及び「近畿地方小委員会運営規則」（平成24年6月11日近畿地方小委員会決定）に基づいて設置する近畿自動車道紀勢線（新宮～大泊）ワーキンググループ（以下「WG」という。）の組織、委員、会議、庶務その他事項に関して必要な事項を定める。

（WGの事務）

第2条 WGは、以下の事務を行う。

- 1 中部地方小委員会及び近畿地方小委員会（以下「小委員会」という。）より付託された、近畿自動車道紀勢線に関するルート・構造等の事項に関し、詳細な検討を行う。
- 2 小委員会に諮るべき内容がある場合は、小委員会の開催を要請することができる。

（WGの委員）

第3条 WGの委員は中部地方小委員会から2名、近畿地方小委員会から1名とする。

（審議過程の透明性の確保）

第4条 WGの審議内容については、小委員会に報告するものとする。

（WGの庶務）

第5条 WGの庶務は、中部地方整備局紀勢国道事務所調査設計課、近畿地方整備局紀南河川国道事務所調査第二課において行う。

附 則

この規則は、平成24年〇月〇日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 中部・近畿地方合同小委員会
近畿自動車道紀勢線「新宮～大泊」WG

なかむら ひでき 中村 英樹	名古屋大学大学院工学研究科 教授
ひでしま えいぞう 秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
むねた よしふみ 宗田 好史	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

※敬称略、五十音順